

入会及び出品の手引き

〒690-0887 松江市殿町191

島根県物産観光館内

一般財団法人 島根県物産協会

TEL0852-22-5758

FAX0852-25-6785

●入会の手続きについて

一般財団法人島根県物産協会に入会を希望する者は、次の手続きを行うものとする。

- 1.入会を希望する者は、入会申込書、推薦書(推薦者は会員1名及び理事又は商工・公的団体等1名の計2名とする)を協会長宛に提出する。
- 2.事業所概要書及び取扱商品調査表を入会申込書に添付する。
- 3.入会を希望する者は、入会審査のために取扱商品及びその他参考となる資料を提出する。また、取扱商品が食品の場合、製造所(者)が固有記号で表示のあるものについては、食品衛生法施行規則第21条第10項の規定による「製造所固有の記号の届出書」の写しを添付する。
- 4.入会申込のあった者については、理事会において審議し、承認の可否を決定し、その旨を通知する。

●入会承認後の手続きについて

一般財団法人 島根県物産協会に入会を承認された者は、次の手続きを行うものとする。

- 1.入会を承認された場合は、入会金10,000円(入会初年度のみ)及び年会費5,000円(毎年)を納入する。(※年会費2年分滞納で会員資格喪失。)
また年会費等納入のため、所定の銀行口座振替依頼書(山陰合同銀行)を提出する。
- 2.「島根県物産観光館」(島根県物産協会本部)に出品し、展示即売を希望する者は、その手続きについて相談するものとする。

●「島根県物産観光館」常設展示場への出品について

「島根県物産観光館」への出品、展示即売を希望する者は、次の事項を確認のうえ、所定の出品手続きを行うものとする。

- 1「島根県物産観光館」への出品物は、原則会員の取扱商品とし、消化仕入を原則とする。展示販売は、原則、協会職員が行う。

2. 出品商品の選定審査は協会において行い、出品商品の選考にあたっては、会員が出品しようとする商品の特徴等を記載した資料(出品申請書)及び現品により審査し、決定する。
また食品については、試食見本品、「製造所固有の記号の届出書」の写し等を添付する。
なお、詳しい出品要領、出品手引き、また出品申請書の様式は「島根県物産観光館」のホームページから確認する。
3. 出品商品は、JANコードラベル(協会にてラベル発行の場合、有料)又は所定の価格票(値札、販売価格は税込みで記入)を商品一点ずつに貼り付け、専用納品伝票(有料)の納品書【消化仕入】又は自社伝票(販売価格は売価を税込み価格で記入)を添え、本部宛てにそれぞれ出品者の運賃負担で持ち込み又は送付納入するものとする。
4. 消化仕入により当月中に売れた展示販売商品の売上精算金は、月末締め翌月20日に受託販売手数料(展示販売額の25%、令和6年4月現在)、振込手数料を差し引き、指定の銀行口座(山陰合同銀行本支店)に振り込む。また、支払計算書を毎月発行する。
なお、売上精算金振込日の20日が、土・日曜、祝日にあたる場合は、銀行の翌営業日とする。
5. 消費税の取り扱いについては、内税扱いとする。

● 斡旋販売について

一般社団法人島根県物産協会の斡旋販売の取り扱いについては、次のとおりとする。

1. 流通業者や大口受注による県物産の斡旋販売については、常設展示場への委託出品販売(展示即売)とは区分し、発注商品の納入価格は、卸価格での取引とする。

・本部(協会事務局)

〒690-0887 松江市殿町191 島根県物産観光館内

一般財団法人島根県物産協会 TEL 0852-22-5758

URL <https://www.shimane-bussan.or.jp/>

(島根県物産観光館)

入会申込書

一般財団法人島根県物産協会の目的に賛同し、入会します。

企業・事業所名・名称			
代表者名	(フリガナ)		
	明・大・昭 年 月 日生		
住 所 在 地	〒		
電 話 / FAX	/		
メールアドレス			
営 業 種 目 (例 菓子製造業等)			
主要製品名等 (例 山川、若草、源氏巻等)			
取引銀行	銀行	本・支店	
反社会的勢力の排除に関する申告 (確認の上☑してください)	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接関係を有していません。 ☐		
令和 年 月 日			
住所・所在地			
氏名・名称 ⑩			
一般財団法人 島根県物産協会			
様			
(この欄には記入しないで下さい)			
営 業 種 目			

(目的)

協会は、島根県産品(以下「県産品」という)の展示、宣伝、紹介、あつ旋、販路拡張並びに品質及び生産技術等の改善をはかり、もって県産品の進行に寄与することを目的とする。

2024.04.1改定

令和 年 月 日

推 薦 書

一般財団法人 島根県物産協会

様

推 薦 者 住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

一般財団法人 島根県物産協会への入会希望者について下記により
推薦いたします。

記

1. 入会希望者 住 所

氏 名

2. 推薦の事由等

事業所概要書

令和 年 月 日現在

ふりがな			ふりがな		
事業所名			代表者・役職		
課税事業者(登録番号:T - - -) ・ 免税事業者					
ふりがな					
所在地	〒				
資本金	千円	電話	市外局番(-)		
		FAX			
		メールアドレス			
従業員数	人		創業年月日		
沿 革					
営業種目					
取扱品目					
特 徴					
主な販売先					
支店・営業所					
取引銀行	銀行		本・支店		預 金 種 別
					普 通 預 金
					当 座 預 金
	口座番号		口座名義		

取扱商品調査表

事業所名 _____

品 名	JANコード*	規格・単位	小売価格(税込・円)	特 長
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

<記入上の注意>

- ① 品名は正確に記入してください
- ② 規格・単位は量目、人数、単位等を記入ください
- ③ 小売価格は希望の小売販売単価(税込価格)を記入ください
- ④ 食品は常温、冷蔵、冷凍の区別も商品特長欄に記入ください
- ⑤ 商品カタログ・パンフレットがあれば添付ください

島根県物産観光館について

概 要	島根県物産観光館は島根県行政組織規則第87条により設置された島根県商工労働部の主管に属する機関である。(注1)
所 在 地	松江市殿町191番地（島根ふるさと館内）
施 設 面 積	敷地面積 1,700㎡ 延床面積 1,200㎡（1F 651.08㎡、2F 548.88㎡） （内訳）・1F展示即売場(食品) 448㎡ ・2F展示即売場(工芸品)305㎡ ・2F事務室78㎡・2F休憩室32㎡ ・倉庫その他(1F、2F) 210㎡
建 物 構 造	鉄骨造 平屋建て一部2階建て
開 館 時 間	午前9時～午後6時
休 館 日	12月31日～1月1日、2月末日(棚卸)
管 理 運 営	一般財団法人島根県物産協会(令和6年4月1日組織変更) 島根県は昭和52年に行政事務の見直しを行い、物産の展示、あつ旋及び観光案内等の業務を社団法人島根県物産協会に委託した。(注2)
出 品 者 数	約400業者(協会員483のうち)(令和6年4月1日現在)

(注1)島根県行政組織規則 島根県物産観光館

通商及び観光の振興を図るため物産の展示及びあつ旋、商況及び商品の調査研究並びに観光情報の提供に関する業務を行う機関として島根県物産観光館を設置する。島根県物産観光館は松江市に置く。

(注2)委託業務の主な内容

- (1)島根県物産観光館物販部門運營業務
- (2)島根県物産観光館維持管理業務
- (3)県産品取引あつせん業務
- (4)伝統工芸品販路拡大支援業務

一般財団法人島根県物産協会 概 要

令和 6 年 4 月現在

1 協会の概要

◇所在地:松江市殿町 191 島根ふるさと館内

◇会長:鷗鷗 順

◇設立:令和 5(2023)年 4 月

◇目的:島根県産品の展示、宣伝、紹介、販路拡張並びに品質及び生産技術等の改善や、後継者の確保、育成をはかり、もって県産品の振興に寄与(定款第 3 条)。

◇会員:県内の食品・工芸品の製造加工業者等 483 社(令和 6 年 4 月 1 日現在)

菓子、水産加工、農産加工、酒類、陶磁器、めのう、漆器、和紙、繊維、木工、郷土玩具、石灯ろ

う、

金工品、面 等

◇運営体制 役員:理事 11 名(会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名)、監事 2 名 計 13 名

事務局:26 名(松江 23 名、東京 3 名、専務理事・パート含む)

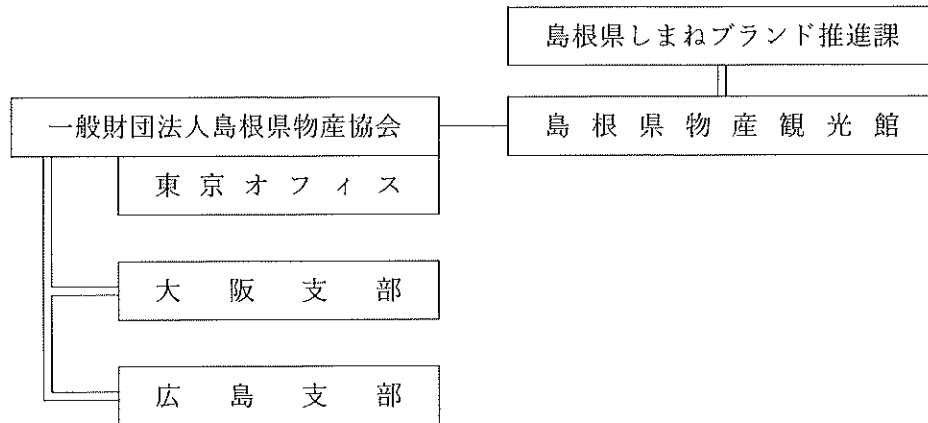
◇主たる事業:「島根県物産観光館」における県産品の斡旋(販売)、県産品の首都圏等販路拡大、
物産展等催事開催 等

2 沿 革

令和 5 年 4 月 一般財団法人島根県物産協会を設立

令和 6 年 4 月 一般社団法人島根県物産協会を吸収合併

一般財団法人島根県物産協会機構図



一般財団法人島根県物産協会本部・支部一覧

区分	名 称	所 在 地	電 話・FAX
本 部	(一財) 島根県物産協会	〒690-0887 松江市殿町191 島根県物産観光館内 E-mail : s-bussan@shimane-bussan.or.jp URL : https://www.shimane-bussan.or.jp/	T. 0852-22-5758 F. 0852-25-6785
	(一財) 島根県物産協会 東京オフィス	〒111-0034 東京都台東区雷門2-19-17 浅草雷ービル312 (ハローオフィス浅草内)	F. 03-3841-2822
支 部	(一財) 島根県物産協会 大阪支部	〒530-0047 大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル2階 島根県大阪事務所内	T. 06-6364-3605 F. 06-6364-3854
	(一財) 島根県物産協会 広島支部	〒730-0032 広島市中区立町1-23 ごうぎん広島ビル6階 島根県広島事務所内	T. 082-541-2410 F. 082-541-2412